

ひとり親家庭住宅支援資金返還免除申請書

年 月 日

横浜市社会福祉協議会会長

(申請者)

住 所 〒

氏 名

電 話 番 号

借受人との関係

下記のとおり、ひとり親家庭住宅支援資金の返還の免除を申請します。

借受人番号		借受人氏名	
申請理由 ※該当番号に☑をつける	<input type="checkbox"/> 1 貸付けを受けた日から1年以内に就職し、又は就労支援計画策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業した <input type="checkbox"/> 2 業務上の事由による死亡又は心身の故障のため業務を継続できなくなった <input type="checkbox"/> 3 死亡又は障害により貸付けを受けた資金を返還できなくなった		
申請内容	借入総額①		円
	返還済額②		円
	返還免除額	①－②＝	円

(注1) 添付書類については裏面をご確認ください。

(注2) 申請理由3については、真にやむを得ない場合に限り、状況に応じて個別に判断するものです。詳細は裏面をご確認ください。

申請理由 1 を選択された方は記入のこと

就業先①	勤務先名称						
	所在地	〒					TEL
	従事期間	年 月 日～		年 月 日まで		／ 現在まで	
求職期間		年 月 日～		年 月 日まで		／ 現在まで	
就業先②	勤務先名称						
	所在地	〒					TEL
	従事期間	年 月 日～		年 月 日まで		／ 現在まで	
		年 月 日～		年 月 日まで		／ 現在まで	
		年 月 日～		年 月 日まで		／ 現在まで	

(注3) 産休等休職期間について、雇用が継続されている場合は「従事期間」に含めて記入してください。

返還免除について

以下の免除理由に該当する場合は、返還免除申請を行うことができます。

免除理由により、必要な提出書類が異なりますので、確認の上、申請書と併せてご提出ください。

〈返還免除について〉

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業規則より抜粋

(返還の債務の当然免除)

第 11 条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 略

(2) 住宅支援資金

ア 現に就業していない者が住宅支援資金の貸付けを受けた日から 1 年以内に就職し、又は就業している者が就労支援計画策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1 年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。）就業したとき。

イ アに規定する就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき。

(返還の債務の裁量免除)

第 14 条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に規定する範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額の全部又は一部

〈添付書類〉

①規則第 11 条第 1 項第 2 号の ア に該当する者

- ・就業を証明する書類（雇用契約書、給与明細書等の写し）

②規則第 11 条第 1 項第 2 号の イ に該当する者

- ・労働災害の認定を証明する書類
- ・死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書

③規則第 14 条第 1 項第 1 号に該当する者

- ・死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書

〈留意事項〉

第 11 条第 1 項第 2 号の イ でいう「心身の故障のため就業を継続することができない」とは、長期にわたり就労が不可能であることに加え、社会的に自立生活を営むことが困難であると認められる状態のことを意味します。

第 14 条第 1 項第 1 号については、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難な場合に限り個別に適用するものです。